

平成25年度 障害学生支援セミナー【5】

障害のある学生のキャリア形成教育と就職活動支援について考える
～大学と企業との連携による新たな障害者雇用の展開～

障害のある学生を取り巻く状況



平成25年11月30日(土)

文部科学省高等教育局学生・留学生課

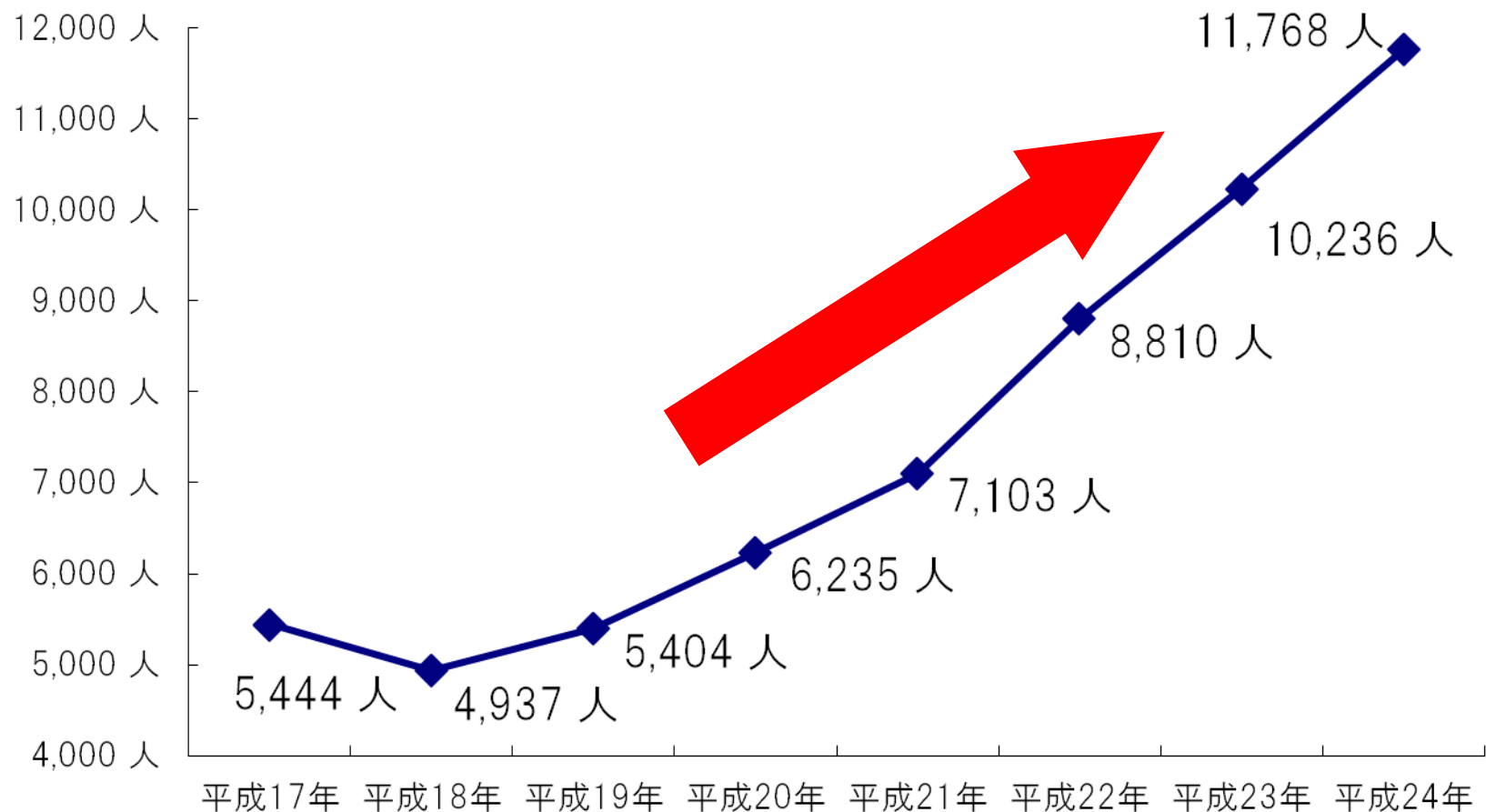


文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

・障害のある学生の在籍者数(全体推移)

(各年5月1日現在)

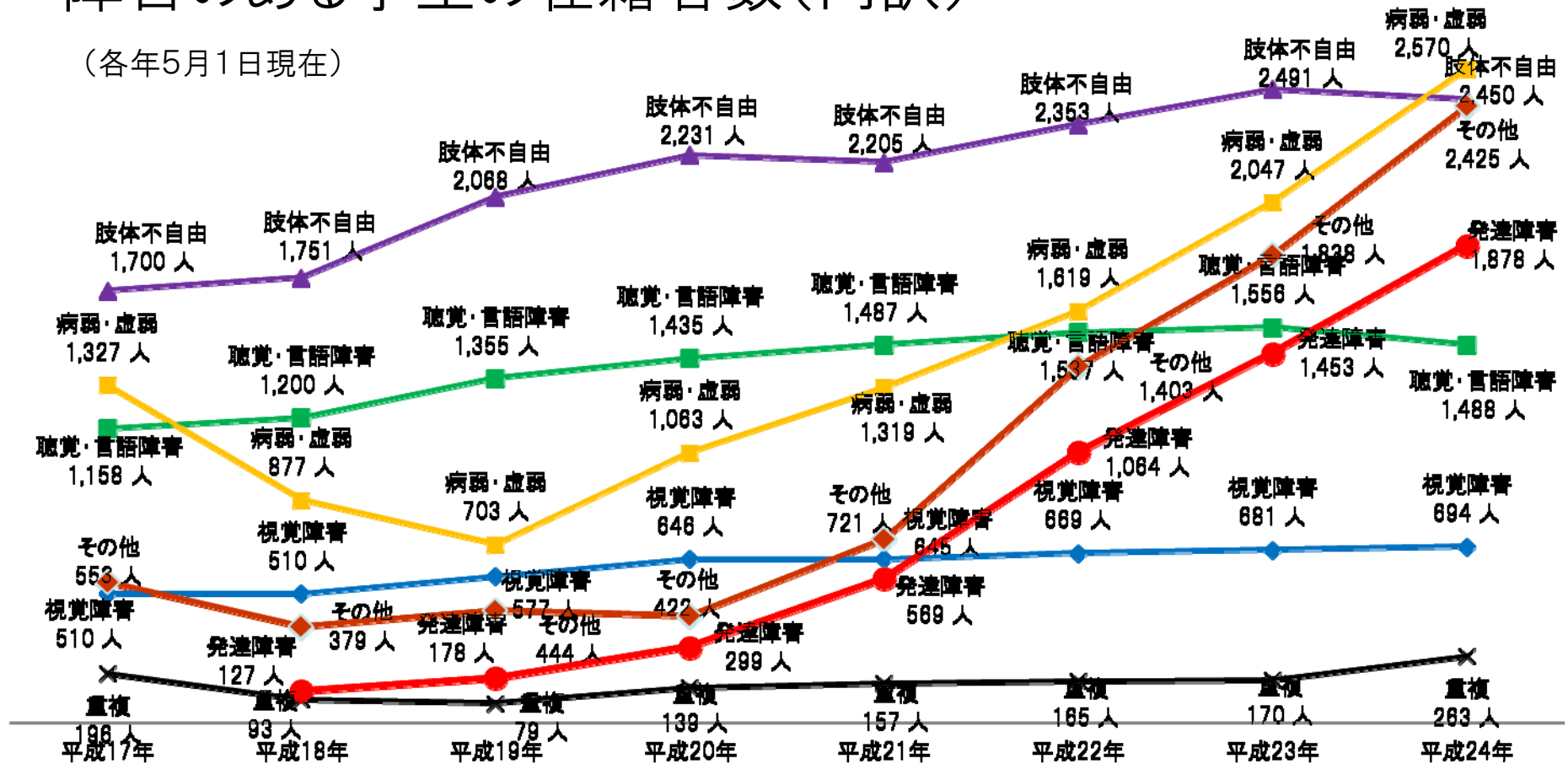


※1 本調査における「障害学生」とは、「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳」を有している学生又は「健康診断等において障害があることが明らかになった学生」をいう。

※2 グラフの数値には、「大学」「短期大学」「高等専門学校」における人数を含む。ただし、研究生、科目等履修生、聴講生及び別科生は含まない。(出典:平成24年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査(日本学生支援機構))

・障害のある学生の在籍者数(内訳)

(各年5月1日現在)



- ※1 本調査における「障害学生」とは、「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳」を有している学生又は「健康診断等において障害があることが明らかになった学生」をいう。
- ※2 「病弱・虚弱」とは、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓等の機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、神経疾患、悪性新生物等、及び身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とするものを含む。
- ※3 知的障害、精神障害、精神疾患等は「その他」に含む。(平成24年度から内訳を調査(その他2,425人中精神疾患・精神障害は1,941人、慢性疾患・機能障害は324人、知的障害25人、それ以外135人))
- ※4 グラフの数値には、「大学」「短期大学」「高等専門学校」における人数を含む。ただし、研究生、科目等履修生、聴講生及び別科生は含まない。

(出典:平成24年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査(日本学生支援機構))

・卒業者に占める就職者の割合

※平成22(2010)年度の数

	大学			短期大学			高等専門学校			計		
	卒業者数 (人)	就職者数 (人)	割合 (%)	卒業者数 (人)	就職者数 (人)	割合 (%)	卒業者数 (人)	就職者数 (人)	割合 (%)	卒業者数 (人)	就職者数 (人)	割合 (%)
全体 計	518,311	313,394	60.5%	51,765	34,143	66.0%	10,389	5,718	55.0%	580,465	353,255	60.9%
うち 障害学生	1,219	607	49.8%	128	62	48.4%	23	15	65.2%	1,370	684	49.9%

(出典:「平成23年度(2011年度)障害のある学生の就業力の支援に関する調査」(日本学生支援機構))

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法)①

- ・障害者基本法第4条に規定された「差別の禁止」を具体化
- ・それが遵守されるための具体的な措置等を規定
- ・平成25年6月公布、平成28年4月施行(一部を除く)

第7条 行政機関等における障害を理由とする差別の禁止(抜粋)

2 **行政機関等**は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、**当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。**

第8条 事業者における障害を理由とする差別の禁止(抜粋)

2 **事業者**は、(同上)…必要かつ合理的な配慮をするように**努めなければならない。**

国公立大学・高専など ⇒ 行政機関等(第2条第3号) ⇒ **法的義務**
学校法人、学校設置会社 ⇒ 事業者(第2条第7号) ⇒ **努力義務**

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法)②

《差別を解消するための措置(具体的な対応)》

○政府

⇒差別の解消の推進に関する「**基本方針**」を策定(第6条)

○国の行政機関の長、独法等(≡国立大学・国立高専)

⇒基本方針に則し、当該機関における取組に関する「**国等職員対応要領**」を策定(第9条)

○地方公共団体の機関、地方独立行政法人(≡公立大学・公立高専)

⇒「**地方公共団体等職員対応要領**」を策定(努力義務)(第10条)

○事業者(≡学校法人、学校設置会社)

⇒主務大臣が事業分野別の「**対応指針**」(ガイドライン)を策定(第11条)
主務大臣は事業者に対し、報告徴収、助言・指導、勧告できる(第12条)

《差別を解消するための支援措置》

○相談、紛争防止・解決の体制整備

⇒既存の相談、紛争解決の制度の活用・充実(第14条)

○地域における連携

⇒**障害者差別解消支援地域協議会**による関係機関の連携(第17～20条)

第3次障害者基本計画の概要

(平成25年9月27日閣議決定)

I 障害者基本計画(第3次)について

位置付け:障害者基本法に基づき策定される, 政府が講ずる障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の最も基本的な計画
計画期間:平成25(2013)年度から29(2017)年度までの概ね5年間

II 基本的な考え方

1. 基本理念

全ての国民が, 障害の有無にかかわらず, 等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり, 全ての国民が, 障害の有無によって分け隔てられることなく, 相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現 (基本法1条)

2. 基本原則

- ① 地域社会における共生等 (3条)
- ② 差別の禁止 (4条)
- ③ 国際的協調 (5条)

3. 各分野に共通する横断的視点

- ① 障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援
- ② 当事者本位の総合的な支援
- ③ 障害特性等に配慮した支援
- ④ アクセシビリティの向上
- ⑤ 総合的かつ計画的な取組の推進

IV 推進体制

1. 連携・協力の確保
2. 広報・啓発活動の推進
3. 進捗状況の管理及び評価 (成果目標)
障害者政策委員会による計画の実施状況の評価・監視
4. 法制的整備
5. 調査研究及び情報提供

III 分野別施策の基本的方向

1. 生活支援
障害児・者のニーズに応じた福祉サービスの充実 等
2. 保健・医療
精神障害者の地域移行の推進, 難病に関する施策の推進 等
3. 教育, 文化芸術活動・スポーツ等
新たな就学決定の仕組みの構築, 文化芸術活動等の振興 等
4. 雇用・就業, 経済的自立の支援
障害者雇用の促進及び就労支援の充実, 福祉的就労の底上げ 等
5. 生活環境
住宅の確保, バリアフリー化の推進, 障害者に配慮したまちづくり 等
6. 情報アクセシビリティ
放送・通信等のアクセシビリティの向上, 意思疎通支援の充実 等
7. 安全・安心
防災, 東日本大震災からの復興, 防犯, 消費者保護 等
8. 差別の解消及び権利擁護の推進
障害を理由とする差別の解消の推進, 障害者虐待の防止 等
9. 行政サービス等における配慮
選挙等及び司法手続等における配慮 等
10. 国際協力
権利条約の早期締結に向けた取組, 国際的な情報発信 等

※ 緑色の項目 (7,8,9) は第3次計画における新規分野

分野別施策の基本的方向

1 生活支援

- ・相談支援体制の構築
- ・在宅サービス等の充実
- ・障害児支援の充実
- ・サービスの質の向上等
- ・人材の育成・確保
- ・福祉用具の研究開発及び身体障害者補助犬の育成等
- ・障害福祉サービス等の段階的な検討

2 保健・医療

- ・保健・医療の充実等
- ・精神保健・医療の提供等
- ・研究開発の推進
- ・人材の育成・確保
- ・難病に関する施策の推進
- ・障害の原因となる疾病等の予防・治療

3 教育, 文化芸術活動・スポーツ等

- ・インクルーシブ教育システムの構築
- ・教育環境の整備
- ・高等教育における支援の推進
- ・文化芸術活動、スポーツ等の振興

4 雇用・就業、経済的自立の支援

- ・障害者雇用の促進
- ・総合的な就労支援
- ・障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
- ・福祉的就労の底上げ
- ・経済的自立の支援

5 生活環境

- ・住宅の確保
- ・公共交通機関のバリアフリー化の推進等
- ・公共的施設等のバリアフリー化の推進
- ・障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進

6 情報アクセシビリティ

- ・情報通信における情報アクセシビリティの向上
- ・情報提供の充実等
- ・意思疎通支援の充実
- ・行政情報のバリアフリー化

7 安全・安心

- ・防災対策の推進
- ・東日本大震災からの復興
- ・防犯対策の推進
- ・消費者トラブルの防止及び被害からの救済

8 差別の解消及び権利擁護の推進

- ・障害を理由とする差別の解消の推進
- ・権利擁護の推進

9 行政サービス等における配慮

- ・行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等
- ・選挙等における配慮等
- ・司法手続等における配慮等
- ・国家資格に関する配慮等

10 国際協力

- ・国際的な取組への参加
- ・政府開発援助を通じた国際協力の推進等
- ・国際的な情報発信等
- ・障害者等の国際交流の推進

※緑色の項目(7, 8, 9)は第3次計画における新規分野 7

・第3次障害者基本計画(高等教育における支援の推進)

Ⅲ 分野別施策の基本的方向

3. 教育, 文化芸術活動・スポーツ等

基本的考え方

障害の有無によって分け隔てられることなく, 国民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け, 障害のある児童生徒が, 合理的配慮を含む必要な支援の下, その年齢及び能力に応じ, かつその特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障害のない児童生徒と共に受けることのできる仕組みを構築する。また, 障害者が円滑に文化芸術活動, スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう, 環境の整備等を推進する。

(3) 高等教育における支援の推進

- 大学等が提供する様々な機会において, 障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるよう, 授業等における情報保障やコミュニケーション上の配慮, 教科書・教材に関する配慮等を促進するとともに, 施設のバリアフリー化を推進する。
- 大学入試センター試験において実施されている障害のある受験者の配慮については, 障害者一人一人のニーズに応じて, より柔軟な対応に努めるとともに, 高等学校及び大学関係者に対し, 配慮の取組について, 一層の周知を図る。
- 障害のある学生の能力・適性, 学習の成果等を適切に評価するため, 大学等の入試や単位認定等の試験における適切な配慮の実施を促進する。
- 入試における配慮の内容, 施設のバリアフリー化の状況, 学生に対する支援内容・支援体制, 障害のある学生の受入れ実績等に関する各大学等の情報公開を促進する。
- 各大学等における相談窓口の統一や支援担当部署の設置など, 支援体制の整備を促進するとともに, 障害のある学生への修学支援に関する先進的な取組を行う大学等を支援し, 大学等間や地域の地方公共団体, 高校及び特別支援学校等とのネットワーク形成を促進する。
- 障害のある学生の支援について理解促進・普及啓発を行うため, その基礎となる調査研究や様々な機会を通じた情報提供, 教職員に対する研修等の充実を図る。

障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）概要

平成24年12月 文部科学省

- 我が国の高等教育段階における障害のある学生の修学支援の在り方等について検討するため、平成24年6月、高等教育局に本検討会（座長：竹田一則 筑波大学大学院人間総合科学研究科教授）を設置。
- これまで計9回にわたり検討を行い、（1）大学等における合理的配慮の対象範囲、（2）同合理的配慮の考え方、（3）国、大学等及び独立行政法人等の関係機関が取り組むべき①短期的課題、②中・長期的課題などについて、第一次まとめとして取りまとめ。

大学等における合理的配慮の対象範囲

- 「学生」の範囲
大学等に入学を希望する者及び在籍する学生
（科目等履修生・聴講生等、研究生、留学生及び交流校からの交流に基づいて学ぶ学生等も含む）
- 「障害のある学生」の範囲
障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生
- 学生の活動の範囲
授業、課外授業、学校行事への参加等、教育に関する全ての事項を対象
※教育とは直接に関与しない学生の活動や生活面への配慮は、一般的な合理的配慮として本検討の対象外とした。

合理的配慮の考え方

合理的配慮は、大学等が個々の学生の状態・特性等に応じて提供するものであり、多様かつ個別性が高いもの
→大学等において提供すべき合理的配慮の考え方を項目別に整理

主な記載内容

- ①機会の確保：障害を理由に修学を断念することがないよう、修学機会を確保することが重要。また、教育の質を維持することが重要。
- ②情報公開：障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生に対し、大学等全体としての受入れ姿勢・方針を示すことが重要。
- ③決定過程：権利の主体が学生本人にあることを踏まえ、学生本人の要望に基づいた調整を行うことが重要。
- ④教育方法等：情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評価などにおける配慮の考え方を整理。
- ⑤支援体制：大学等全体として専門性のある支援体制の確保に努めることが重要。
- ⑥施設・設備：安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、バリアフリー化に配慮。など

関係機関が取り組むべき課題

短期的課題

- 各大学等における情報公開及び相談窓口の設置
・各大学等は、受入れ姿勢・方針を明確に示し、広く情報を公開することが必要。
・また、相談窓口の統一や支援担当部署の設置が必要。
- 拠点校及び大学間ネットワークの形成
・国は、優れた取組を実施し、近隣地域の大学の支援体制向上に積極的に寄与する大学等を地域における拠点校として整備することが重要。

中・長期的課題

関係機関が取り組むべき中・長期的課題について、以下のとおり整理

- ①大学入試の改善、②高校及び特別支援学校と大学等との接続の円滑化、③通学上の困難の改善、④教材の確保、⑤通信教育の活用、⑥就職支援等、⑦専門的人材の養成、⑧調査研究、情報提供、研修等の充実、⑨財政支援

今後の取扱い・課題

- 全ての学生や教職員への理解促進・意識啓発を行うことで、各大学等の受入れ体制の温度差をなくすことが重要であり、現時点における一つの指針として活用されるよう本報告を取りまとめ。
- 今後、各大学等の状況等を踏まえ、大学等における種々の事例・知見を蓄積しつつ、さらに具体的な検討を進めていくことが必要。
- また、本報告で整理した合理的配慮の考え方についても、他の分野における状況や支援技術の進展等に応じ、見直しを図ることが必要。
- その他、合理的配慮決定において合意されない場合の解決手段、通学等の課題については、引き続き検討。